

# 大崎地方合併協議会

## 第10回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会

日時：平成16年 1月13日（火）

午後1時30分～

場所：松山町 青少年交流館

### 次 第

1．開 会

2．あいさつ

3．協議事項

（1）地域審議会の設置について

（2）次回以降の開催日程について

・第11回小委員会

日 時：平成16年 1月23日（金）午前9時30分～

開催場所：三本木町役場 ふれあいホール

4．その他

5．閉会あいさつ

6．閉 会

## ( 1 ) 地域審議会の設置について

新市の事務所の位置及び新市建設画策定小委員会委員会正副委員長の協議により小委員で検討する上でのたたき台として、次のとおり提示するもの。

1 ) 協定項目 1 0 「地域審議会の設置」については、設置しないこととし、その期待される役割等については、新たに設置予定の地域自治組織の協議の中で検討する。

- ・ 地域審議会の設置は、合併前の市町域単位で一つ置くものであるので、たとえば古川市域で一つの地域審議会しか設置できないのは、馴染まないのではないか。
- ・ 地域審議会に期待される役割を担う組織が設置されれば、合併特例上の地域審議会を設置する必要はないのではないか。
- ・ 地域審議会の設置は、旧市町域の枠を取りにくくする心配があり、市町間の綱引きになりかねず、新市の融合性がなかなか図れないのではないか。

2 ) 合併のデメリットを克服し、住民自らがまちづくりに参画できる体制を強化する観点から、地域共同的な事務を担う地域自治組織を設置する方向で今後協議を進める。

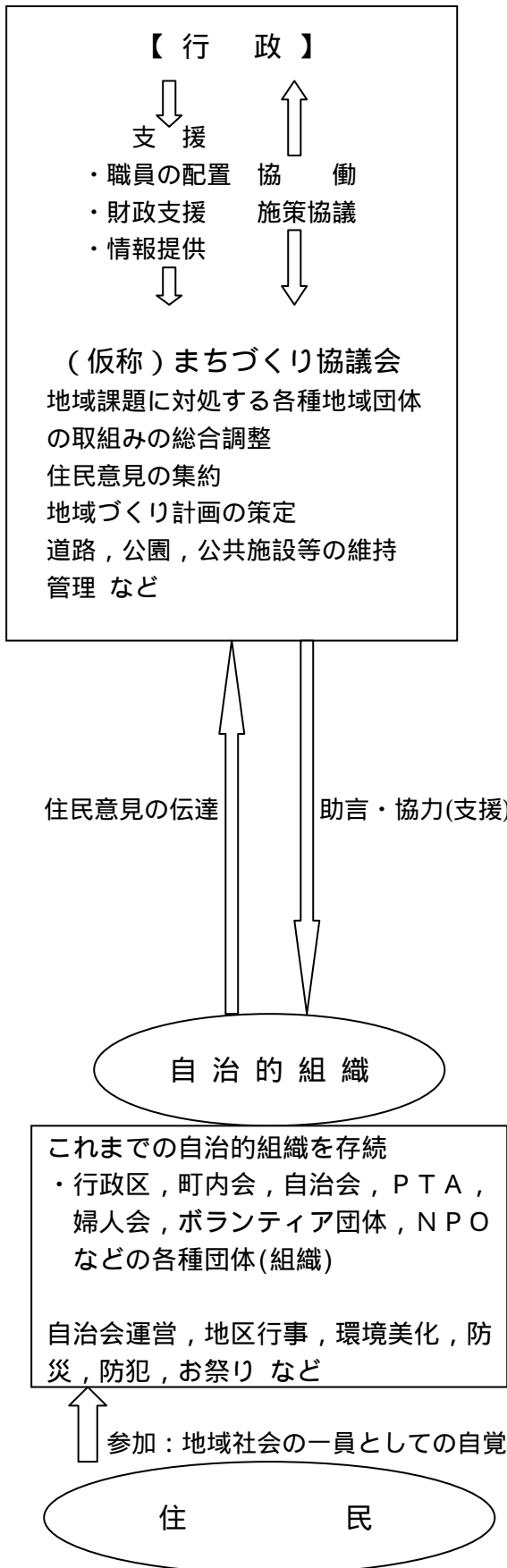
- ・ 法制化を待つまでもなく、現在の組織を活かした、1市6町独特のスタイルの組織を構築すべきであり、役割や範囲を画一化せず、それぞれの特性を活かした機能とすべきである。
- ・ 地域自治組織は、総合支所単位とし、その下部組織として小、中学校区単位で、現在の住民組織の特性を活かした組織とすべきである。
- ・ 地域自治組織の法人格タイプは、基礎自治体との二重構造となる可能性があり、複雑となるので一般的な行政区タイプが良いのではないか。
- ・ 地域自治組織といった名称は馴染みがないので、まちづくり協議会などの表現が良いのではないか。

なお、イメージとして次頁を参照されたい。

# 地域のイメージ図

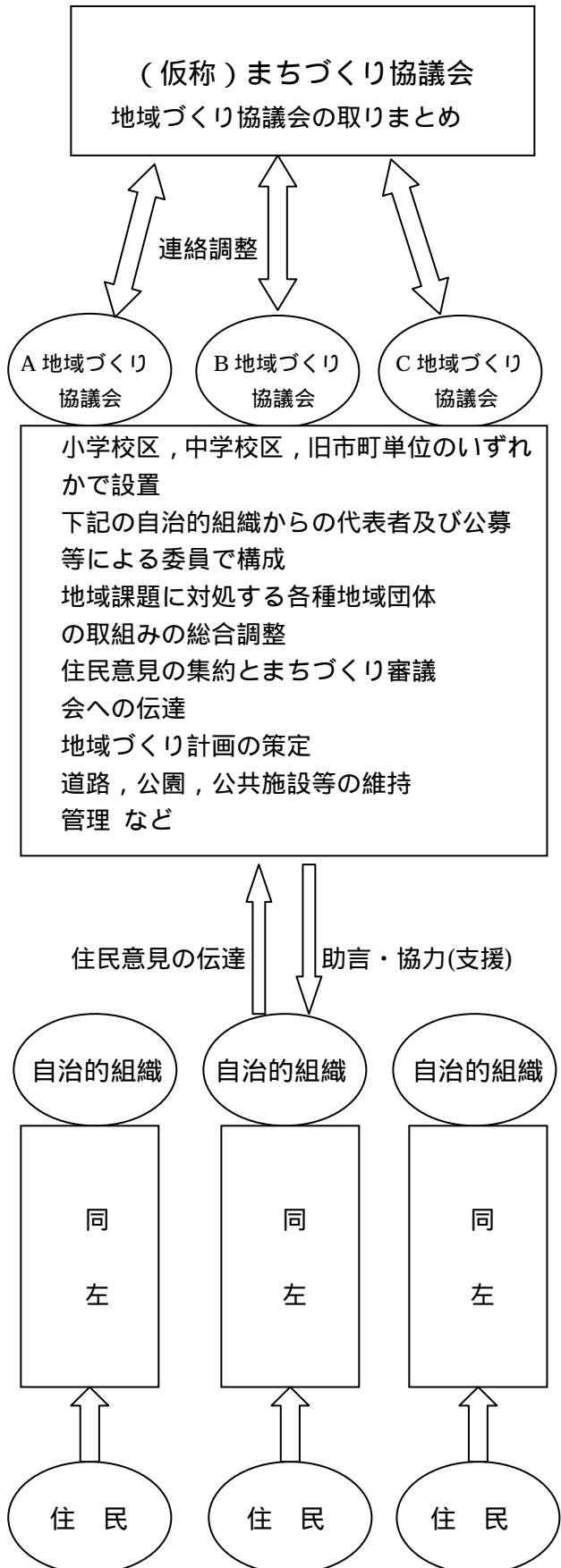
旧市町単位に1つの地域づくり協議会が設置される場合

【総合支所】



旧市町単位に複数の地域づくり協議会が設置される場合

【総合支所】



# 新市全体のイメージ図

